公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団
カスタマーハラスメント基本方針について

令和８年１０月１日

平素より、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（以下「財団」といいます。）の事業にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和８年１０月１日施行の改正労働施策総合推進法では、事業に関係する方々からの言動であって、社会通念上許容される範囲を超えるものにより、財団職員の就業環境が害されること（以下「カスタマーハラスメント」といいます。）に対して、事業主は職員に対する保護の明確化等の措置を講ずることが義務付けられました。

つきましては、財団職員に対して次に掲載しているようなカスタマーハラスメントに該当する行為が発生した場合は、財団は業務に関する対応をお断りさせていただく場合がございますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。（特に悪質と認められる行為に対しては、警察への通報、業務提供の停止、施設への立ち入りの制限または禁止、法律手続きその他必要な措置を講ずる場合があります。）

なお、社会通念上許容される範囲で行われる正当なお申出については、従前どおり真摯に対応させていただきますことを申し添えます。

職員の就業環境が阻害される行為（カスタマーハラスメント）

以下の記載は例示であり、これらに限られるものではありません。

・当財団の業務と全く関係のない要求
（財団職員のプライバシー開示の要求、私的な用務依頼）
・業務時間外での対応を頻繁に要求すること
・各種法令及び当財団が定める各種規程を逸脱した特例的な取り扱いの要求
・業務内容と無関係である不当な金銭及び損害賠償要求
・財団職員への身体的な攻撃（暴力、傷害等）
・財団職員への精神的な攻撃（攻撃的発言、無断での撮影や録音、インターネット上に職員のプライバシーに関する情報の投稿、過度な謝罪の要求、性的な言動等）
・威圧的な言動（大きな声をあげて職員や周囲を威圧する、反社会的な言動を行う。）
・拘束的、継続的、執拗な言動（電話、電子メールを含む。）
・各種法令等に違反する行為